

第5章 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換

家庭部門や業務部門を中心とした排出削減や
適応策の取組を進めます。

〈現況〉

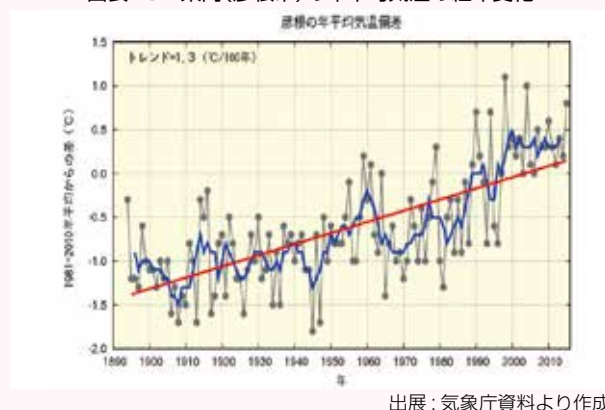
世界全体の二酸化炭素排出量は、人口増加や経済成長により増加し続けており、地球温暖化に関する国際的な研究機関である「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」の第5次評価報告書によると、二酸化炭素の濃度が最も高くなるシナリオでは、21世紀末までに世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇すると予測されています。さらに、同報告書では、「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な原因であった可能性がきわめて高い」と指摘しており、私たちの生活や経済活動にともなう温室効果ガスの過剰な排出が地球温暖化を引き起こしていると考えられます。

平成27年(2015年)12月には、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されました。「パリ協定」では、世界の共通の長期目標として2℃目標の設定とともに、1.5℃に抑える努力を追及することに言及するとともに、各国で実効ある対策を講じることを求めています。「パリ協定」は平成28年(2016年)11月4日に発効されました。また、日本は11月8日に「パリ協定」を批准しています。

また、国においては、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づき、「地球温暖化対策計画」を平成28年5月13日に閣議決定しています。

県内の年平均気温の経年変化は、明治27年(1894年)から平成27年(2015年)の間に、100年あたり1.3℃の割合で上昇しています(図表23)。また、既に世界的な気温の上昇やこれに起因すると考えられる異常気象等の気候変動が生じ始めており、本県においても平成22年(2010年)8月には、県内すべてのアメダス観測地点で観測開始以来最も高い平均気温を記録しています。

図表23 県内(彦根市)の年平均気温の経年変化



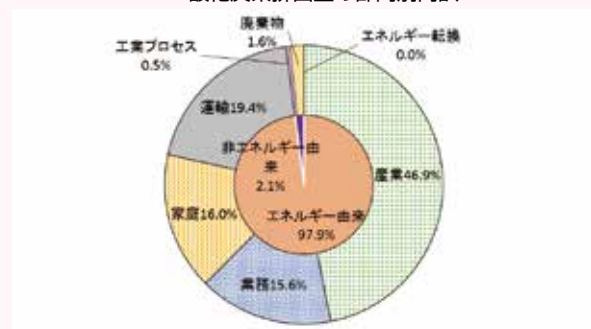
図表24 本県における温室効果ガス排出量の推移



滋賀県域における平成25年度(2013年度)の温室効果ガス総排出量は1,422万トンであり、平成2年度(1990年度)比で76万t(約5.6%)増加しています。また、総排出量のうち、二酸化炭素が95.1%と大半を占めています(図表24)。

二酸化炭素排出量は、産業・業務・家庭・運輸部門からの排出量が全体の約98%を占めており、このうち産業部門からの排出量が一番多くなっています(図表25)。

また、平成22年度(2010年度)以降は、エネルギー使用量はほぼ横ばいですが、電力排出係数の影響^(※)により、温室効果ガスの排出量は増加傾向にあります。

図表25 平成25年度(2013年度)の
二酸化炭素排出量の部門別内訳

次に、部門別の二酸化炭素排出量は、平成25年度の産業部門および運輸部門では、平成2年度と比較して減少していますが、産業部門では平成22年度以降増加傾向にあります。

図表26 部門別二酸化炭素排出量の推移



図表27 再生可能エネルギー発電設備の導入状況(累積ベース)



※平成23年度まではJ-PEC等データ、平成24年度は関西電力提供データ等、平成25年度以降は資源エネルギー庁のFIT公表データを使用。

(※)電気使用量1kWhあたりの二酸化炭素排出量を示します。東日本大震災以降、原子力発電から火力発電等にシフトしたことにより、電力排出係数が上昇しました。

一方で、平成25年度の家庭部門および業務部門は、平成2年度と比較して、それぞれ約1.7倍、約2.3倍に増加しています(図表26)。

また、本県の再生可能エネルギーの導入量は固定価格買取制度の開始後、特に事業用太陽光発電が急速に拡大したことで、着実に増加しています(図表27)。

〈課題および今後の取組〉

本県では、産業部門からの二酸化炭素排出量が県全体の約半分を占めています。また、家庭部門や業務部門では、平成2年度と比較して、排出量が大幅に増加しています。そのため、これらの部門を中心としたより一層の排出削減に取り組めます。

また、既に地球温暖化に起因すると考えられる気候変動が生じ始めていることから、今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスクにも対応していく必要があります。そのため、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」に加えて、気候変動の影響を抑制する「適応策」を検討します。

こうした取組を進める一方で、IPCCの第5次評価報告書や我が国の約束草案が提示されるなど、国内外の社会情勢等が変化している状況を考慮し、今後の低炭素社会づくりに関する施策のあり方等の検討を進めます。

■省エネ取組および再生可能エネルギー導入の促進

低炭素社会・省エネルギー型社会への転換のためには、県民、事業者等の省エネの取組をより一層進めるとともに、必要となるエネルギーについては、その低炭素化に向け、再生可能エネルギー等の導入促進を図っていくことが必要です。

そのため、省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着や設備・機器の高効率化の推進、エネルギーマネジメントによる効率的な利用の促進等により、家庭や産業等、あらゆる分野における省エネ取組を推進します。

また、太陽光パネルなどの再生可能エネルギー関連製品や省エネ製品、その部品や素材を製造する工場が多く立地しているという本県の産業構造を活かし、温室効果ガスの排出削減に貢献する製品・サービスを生み出す事業活動を推進することで、産業部門における排出量の削減を進めます。

一方、再生可能エネルギーの導入においては、機器等の普及により比較的導入が容易となった太陽光発電について、個人用住宅や事業所における導入促進などに引き続き取り組み、さらなる普及を目指します。また、地中熱や木質バイオマス発電といった地域資源や地域特性を活かした分散型のエネルギーについても、新たなエネルギー資源の創出が見込めるとともに地域活性化や防災力の向上等にも資するため、導入を促進します。

■気候変動の影響に対する適応策の推進

本県では、農業分野において、温暖化の影響に対応した水稻の品種である「みずかがみ」の栽培の推進や、自然災害分野で、水害のリスクに対応した流域治水の取組を実施するなど、気候変動の影響に対応するための適応策を、一部の分野において既に実施しています。

このような適応策の検討や実施をあらゆる分野に広げていくためには、県内での将来的な気候の変化の把握や気候変動の影響に関する評価を、県として統一的に実施し、必要な情報を整理・蓄積するとともに広く提供していくことが不可欠です。

そのため、既に実施している分野でのさらなる推進と、他の分野(健康分野や生態系分野等)での新たな取組を検討していくため、気候変動に関する影響評価の調査を実施し、庁内での情報共有および検討を進めます。また、適応策は被害が想定される各地域で実践されることが重要であるため、県民や事業者等に影響評価に関する情報を広く提供し、各主体による適応策の取組を促進します。

低炭素社会づくりに向けた条例と計画

〈温暖化対策課〉

●滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例

「持続可能な滋賀社会」の実現に向けて、低炭素社会づくりを進めていくためには、いずれ枯渇する化石燃料に依存しない社会づくりを進めていく必要があります。

そのための道筋は決して平坦ではありませんが、低炭素社会づくりに先駆けて取り組むことにより、環境関連産業の発展や雇用の創出が期待できるなど、地域経済を活性化することが可能となります。

こうしたことから、本県では環境と経済の両立を掲げ、持続可能な社会の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資することを目的として、平成23年(2011年)3月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」(低炭素社会づくり推進条例)を制定し、平成24年(2012年)4月に完全施行しました。

条例は、低炭素社会づくりを進めていくための制度的な枠組みを定めるものであり、県民、事業者、県などの

低炭素社会づくり推進条例の構成

基本事項

第1章 総則

- 目的、基本理念
- 県・事業者・県民等の責務

各主体・各分野における取組・施策

第2章 県による基本的施策等

- 低炭素社会づくりに関する計画、指針の策定
- 県の率先実施

第3章 事業活動に係る取組

- エネルギー使用量の把握、省エネ機器の使用等
- 事業者行動計画制度

第4章 日常生活に係る取組

- エネルギー使用量の把握、省エネ機器の使用等
- 低炭素地域づくり活動計画

第5章 建築物・まちづくりに係る取組

第6章 自動車等に係る取組

- アイドリングストップ等
- 自動車管理計画制度

第7章 森林の保全・整備等

第8章 農業・水産業に係る取組

その他

第9章 雑則

- 顕彰
- 調査、勧告、公表

責務を定めるとともに、これら様々な主体の様々な分野における取組について規定しています。

取組を推進する上での基本理念

低炭素社会づくり推進条例では、基本となる考え方を、4つの基本理念として定めています。

この基本理念は、次の「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」においても、計画の基本方針として定めています。

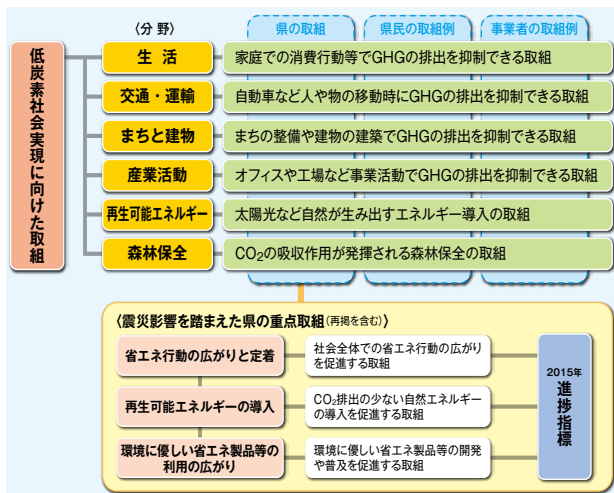
基本理念1	社会経済構造の転換
基本理念2	あらゆる者の主体的・積極的な参画
基本理念3	様々な分野における取組の総合的な推進
基本理念4	環境保全と経済発展の両立

● 滋賀県低炭素社会づくり推進計画

本県では、「地球温暖化対策推進法」および「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき、平成24年(2012年)3月に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定し、低炭素社会づくりの実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めています。

本計画には、2030年の「目指すべき社会」や「目標」の実現に向け、県民や事業者の皆さんに期待される6つの分野別の取組例と、そうした取組の促進を含めた県の低炭素社会づくりの取組の方向性に加え、2015年度までに重点的に進める県の取組を掲げています。

◆ 低炭素社会の実現に向けた取組の体系



「産業活動」分野の施策

● 低炭素社会づくり推進条例に基づく事業者行動計画書制度

〈温暖化対策課〉

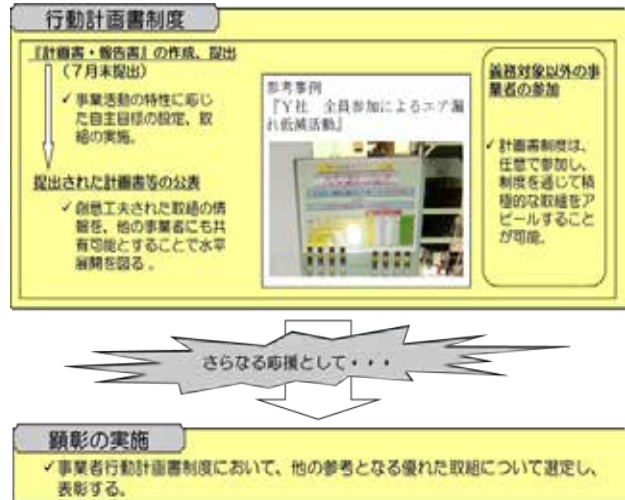
低炭素社会づくりを進めていくためには、県だけではなく、県民や事業者など、あらゆる主体が積極的に取組に参画することが必要となります。

特に、事業者については、自社の排出削減のみならず、省エネ製品等の生産により使用段階での温室効果ガスの排出削減に貢献するなど、その事業活動が低炭素社会づくりに大きな役割を担っています。

低炭素社会づくり推進条例では、事業者のこうした取組の計画および実施状況を県に報告していただき、それを県が公表することなどにより、事業者を社会的に応援

し、低炭素社会づくりに向けた気運を醸成していくため、「事業者行動計画書制度」を定め、平成24年度から運用しています。

◆ 事業者行動計画書制度と顕彰制度



● 滋賀県低炭素社会づくり賞（事業者行動計画書部門）

事業者行動計画を提出された事業所のうち、事業活動における温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組んでいる3事業所を、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づき表彰しました。



〈平成27年度受賞事業所〉(※50音順)

京セラ株式会社 滋賀八日市工場(東近江市)
積水化学工業株式会社 多賀工場(犬上郡多賀町)
パナホーム株式会社 本社工場(東近江市)

● 低炭素社会に対応する企業活動への支援

〈温暖化対策課、エネルギー政策課〉

省エネ製品や太陽光発電などの創エネ製品などの生産・普及は、低炭素社会づくりを進める上で重要です。

本県では、製品やサービスの提供を通じて他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業活動を定量的に評価する手法を確立し、その普及を図ることで、低炭素社会づくりに貢献する事業者を応援しています。

また、事業者自らの温室効果ガス排出量削減に関して、本県では具体的な取組として、中小企業者等の計画的な省エネ行動を支援するため、省エネ設備の改修や省エネ

診断を受けるための専門家の派遣に対して支援を行っています。

さらに、オフィスにおける温室効果ガス排出削減対策を推進するため、関西広域連合と連携して適正冷暖房および夏冬エコスタイル、節電や節水、グリーン購入などの省エネルギーの推進に取り組む「関西エコオフィス宣言事業所」の拡大、取組の定着に努めています。

●農業・水産業からの温暖化対策

〈農政課〉

本県農業において、水稻の高温障害をはじめ、病害虫の多発、生育時期のずれなど、地球温暖化の影響と考えられる現象が発生しています。また、低炭素社会の実現に向け、農業・水産業分野においても取組が求められています。

そのため、平成23年（2011年）3月に策定した「農業・水産業温暖化対策総合戦略」に基づき、温暖化に適応できる生産技術や品種の開発・普及および低炭素社会の実現に貢献する取組を進めてきました。

しかし、近年の気候変動の影響や社会情勢の変化など、農業・水産業を取り巻く状況は変化しており、将来の影響予測等を踏まえた的確な対応が必要です。

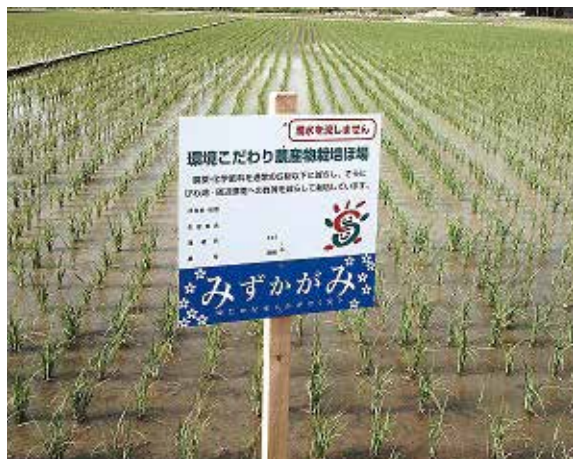
このため、平成28年度中に、農業・水産業分野における気候変動緩和策および適応策の見直しを行い、本県農業・水産業の持続的な発展を進めるとともに、低炭素社会の実現に貢献していくこととします。

平成28年度関連事業

- 1 農業・水産業温暖化対策推進事業（農政課）
（推進会議、研修会の開催）
- 2 飼料自給率向上対策事業（畜産課）
- 3 農村地域再生可能エネルギー活用推進事業（農村振興課）
- 4 しがの水田フル活用推進事業（農業経営課、農業技術振興センター）
- 5 みんなが育てる「みずかがみ」ブランド支援事業（農業経営課）



みずかがみパッケージ



みずかがみの看板と栽培ほ場

「生活」分野の施策

〈温暖化対策課〉

●低炭素地域づくりの推進

低炭素社会づくりが推進されるためには、地域における自発的な取組が広がることにより、その気運が高まり、県民総ぐるみの運動となることが重要です。

そのため、県民、事業者等が実施する地域の低炭素社会づくりのための計画について、低炭素社会づくり推進条例に基づき、「低炭素地域づくり活動計画」として知事による認定および公表を行っています。

●地球温暖化防止活動推進センター

温室効果ガスの排出削減のためには、1人ひとりがその重要性を意識して生活様式を見直していくことが大切であり、そのための普及啓発を強化、推進するため、地球温暖化対策推進法に基づき、平成12年（2000年）10月に滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを指定しました（平成28年（2016年）2月再指定）。気づきと行動のための拠点である推進センターでは、主に家庭を対象として、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動や相談・助言、地球温暖化防止活動推進員の活動支援などを行っています。

住所：草津市矢橋町字帰帆2108

（（公財）淡海環境保全財団内）電話：077-569-5301

●地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき、知事は地球温暖化対策に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する方を推進員として委嘱しています。平成28年（2016年）4月現在、100名の推進員の皆さんに学校や団体での講座の開催、イベントなどでの普及活動に取り組んでいただいています。

「交通・運輸」分野の施策

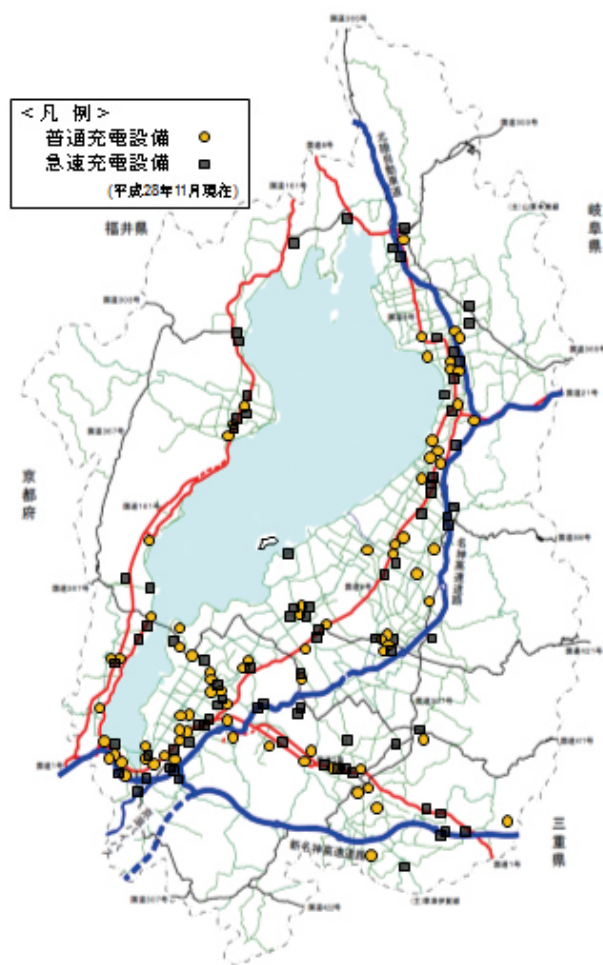
〈温暖化対策課〉

●次世代自動車の普及促進

■電気自動車の普及

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及に不可欠となる充電設備について、国（経済産業省）の次世代自動車充電インフラ整備促進事業の活用により県下の充電インフラの整備を加速するため、平成25年6月に策定した「滋賀県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づき、充電設備の普及促進を図りました。また、日産自動車株式会社様より、公用車として電気自動車を2台貸与いただくなど、民間事業者との連携・協力を得て普及に取り組みました。

◆平成28年11月時点における県内の充電設備一覧



■燃料電池自動車の導入

水素と酸素の化学反応によって発電したモーターを駆動させて走る燃料電池自動車は走行中にCO₂を排出しない、とてもクリーンな自動車です。低炭素化に向けた県庁率先行動の一環として、滋賀トヨペット株式会社様から寄附いただいた燃料電池自動車を知事公用車として活用するとともに、びわ湖環境ビジネスメッセ2015で出展するなど、燃料電池自動車等の普及促進に努めています。



■次世代自動車普及促進補助金の創設

本県におけるCO₂排出量の約20%を占める運輸部門の対策として、県内事業者等が環境性能に優れた次世代自動車(EV、PHV、FCV)を導入する際に、県が費用の一部を支援する補助制度を平成28年度に創設しました。

●エコドライブの推進

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自動車・運輸関係団体と連携し、エコドライブ講習会を開催するなど、エコドライブ(環境に配慮した自動車の運転)やアイドリング・ストップの実践のための普及・啓発に努めています。

二酸化炭素吸収源としての森林

〈森林政策課〉

森林は、二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵を通じて、地球温暖化に大きく貢献しています。平成9年(1997年)の「気候変動枠組条約第3回締約国会議」で採択された「京都議定書」の第1約束期間(平成20年(2008年)～平成24年(2012年))において、温室効果ガス削減目標の6%の内の3.8%を森林による二酸化炭素の吸収で確保することとされ、積極的な森林整備に取り組んできました。

さらに、第2約束期間(平成25年(2013年)～平成32年(2020年))においても、森林吸収量の国際的算入上限が3.5%とされたことから、間伐等の森林整備を適切に行い健全な森林の育成を推進していきます。

トピックス
TOPICS

野洲市「せせらぎの郷」が『第2回 ディスカバー農山漁村(むら)の宝』の優良事例団体に選ばれました

〈農村振興課〉

「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国へ発信することを目的として創設されたものです。

平成27年度、全国から応募のあった683事例のなかから、「魚のゆりかご水田」に取り組む野洲市の「せせらぎの郷」が、優良事例団体として選定されました。

「魚のゆりかご水田」の取組を通じて、都市住民に対して農作業体験や生きもの観察会の機会を提供するなど、地元住民と都市住民の交流を図ったことや、こうした取組に関心のある人々のネットワークが構築されたことにより、地域住民の自然環境に対する意識が向上したこと、あるいは減農薬・無化学肥料栽培という新たな取組にチャレンジするなど、環境と経済への発展を視野に入れた活動を展開されたこと、などが認められたものです。

県では、琵琶湖を有する滋賀らしい取組である「魚のゆりかご水田」のさらなる普及・拡大に向けて、県内各地域の活動を支援していきます。



農作業体験

「しがエネルギービジョン」の策定

〈エネルギー政策課〉

● 基本理念・基本方針～4つの柱～・基本目標

エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、「原発に依存しない新しいエネルギー社会」の構築に向けた長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するため、平成28年3月に策定しました。

現世代はもとより、将来世代も持続的に実感できる「新しい豊かさ」をエネルギーの分野から実現するため、原発に依存せず、「社会」「環境」「経済」の各側面からの要求をも同時に満たす、持続可能な新しいエネルギー社会を創造し、地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカル・イノベーションを創出します。

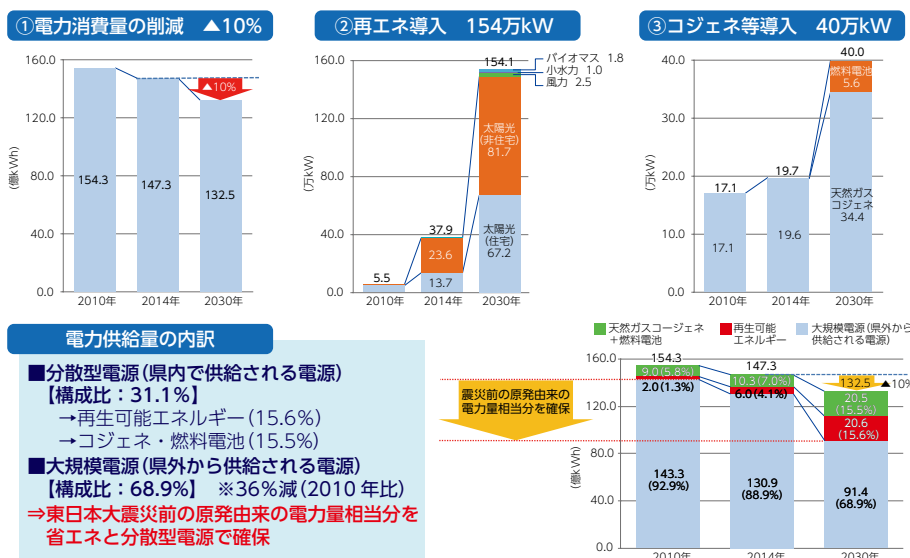
■ 基本理念



■ 基本方針 ～4つの柱～



■ 基本目標(2030年)



●8つの「重点プロジェクト」

平成28年度から平成32年度までの5年間で重点的に取り組むべき県の施策の展開方向等を示しています。

基本方針(4つの柱)	8つの重点プロジェクト
●エネルギーを『減らす』 《省エネルギー・節電の推進》	(1) 省エネルギー・節電推進プロジェクト ・省エネ型ライフスタイル、省エネ機器使用 等 
●エネルギーを『創る』 《再生可能エネルギーの導入促進》	(2) 再生可能エネルギー総合推進プロジェクト ・太陽光発電、再生可能エネルギー熱 
	(3) 小水力利用促進プロジェクト ・農山村地域における小水力発電 等 
	(4) バイオマス利用促進プロジェクト ・木質バイオマスや廃棄物のエネルギー利用 
	(5) エネルギー自治推進プロジェクト ・地域での取組推進、災害対応強化 
●エネルギーを『賢く使う』 《エネルギーの効率的な活用の推進》	(6) エネルギー高度利用推進プロジェクト ・天然ガスコジェネ・燃料電池、次世代自動車 
	(7) スマートコミュニティ推進プロジェクト ・地域の実状に応じたスマートコミュニティ構築 
●3つの取組を『支える』 《エネルギー関連産業の振興、技術開発の促進》	(8) 産業振興・技術開発促進プロジェクト ・産学官連携によるエネ関連技術開発 等 

●新しいエネルギー社会づくりの総合推進

〈エネルギー政策課〉

原発に依存せず、社会（災害等のリスクに強い社会）、環境（低炭素社会）、経済（地域内経済循環による地方創生）の調和した持続可能なエネルギー社会の実現に向けては、あらゆる主体が参画し、県民総ぐるみで取り組んでいくことが重要です。

そこで、地域主導によるエネルギーシフトに向けたローカル・イノベーションを創出するための総合的な推進体制のもと、県民の参画や多様な主体との協働による取組の強化を図ります。

●エネルギー社会トップモデルの形成推進

〈エネルギー政策課〉

地域特性に応じた資源をエネルギーとして有効活用し、持続的かつ安定的なエネルギーとして利用する社会を構築することにより、災害等のリスクに強い安全・安心な社会や低炭素な社会の実現、地域の活性化、雇用の創出等につなげるため、民間事業者等による未利用エネルギー等を活用したモデル地域づくりに向けた取組を支援しています。



（出典）農林水産省資料

●スマート・エコハウスの普及促進

〈エネルギー政策課〉

本県では平成17年度から、住宅用太陽光発電から発生する電力のうち、家庭で消費せず余剰電力として売電をした電力量に応じて助成する全国初の取組を開始し、平成21年度からは住宅用太陽光発電の設置に対する補助を行っています。更に、省エネ製品の購入をあわせて促進することでCO₂の排出・エネルギーの使用が少ない住宅の普及を図っています。

これまで本県の支援により、8,047件の家庭に34,143kWの太陽光発電が導入され、県内の住宅用太陽光発電の普及率は平成27年度末で10.4%であり、全国5位、近畿でトップとなっています。

今後は、更に家の断熱性能を高めたり、高性能な省エネ設備を導入し、年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(ZEH: ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を目指します。

家庭での省エネ・創エネ・スマート化を促進するため、平成28年度は、個人用既築住宅に太陽光発電を設置し、併せて省エネ製品等を購入された方や、自立分散型エネルギーシステムを購入された方を対象にした補助を実施しています。

◆住宅用太陽光発電システム導入状況



〔出典〕

- 平成17年度～20年度：一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会調査データ
- 平成21年度～25年度：住宅用太陽光発電補助金(J-PEC)交付件数
- 平成26年度～:FIT 公表データ(10kW未満の新規・移行認定分)

●事業所における再生可能エネルギー等の導入促進

〈エネルギー政策課〉

固定価格買取制度(FIT 制度)の開始以降、多様な業種の企業によるメガソーラー等、再生可能エネルギー等の導入が進んでいます。県では、中小企業等を対象として、再生可能エネルギー等の分散型エネルギーの導入を支援しています。



浅小井農園(株)の廃食油ボイラー
【近江八幡市: 発熱量80,000kcal/h】

●農村地域における小水力発電^(※)等の導入促進

〈農村振興課〉



揚水機場の屋根を利用した太陽光発電
(彦根市 彦根中部用水土地改良区)

農業用水路などの農業水利施設が有する再生可能エネルギーの活用は、施設の維持管理費の軽減や農村地域の活性化につながります。このことから、本県では、国の制度を活用

し、農業用水路の落差を利用した小水力発電や揚水機場の屋根等を利用した太陽光発電の導入を進めています。

平成27年度までに改良区が管理する揚水機場や施設用地9施設に514kWの太陽光発電を設置しました。

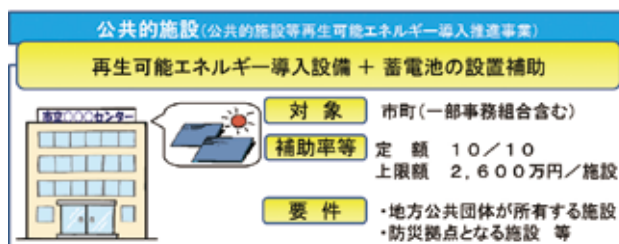
農業用水路を利用した小水力発電は2地区で事業を実施中です。

※100kW未満であり「マイクロ水力」と分類される場合があります。

●公共施設への再生可能エネルギー等導入推進

〈エネルギー政策課〉

本県では、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー等導入推進基金)を原資とした基金を活用し、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を支援します。市町が所有する防災拠点や避難所等となり得る施設へ再生可能エネルギー設備および蓄電池を併せて導入する事業に要する設置費用を補助しており、平成27年度までに22施設に305kWの太陽光発電と378kWhの蓄電池が導入されました。



(平成28年度の事業内容)

●地域が主導するエネルギー自治に向けた取組支援

〈エネルギー政策課〉

地域の様々な取組主体が主導する形で再生可能エネルギー等の普及が進めば、地域に利益が還元され、地域の活性化にもつながることが期待されます。先進的な導入事例について、情報の収集と提供を行うほか、地域資源や地域特性を活かした再生可能エネルギー等の導入を促進するため、市町や地域協議会による事業化の計画策定等を支援しています。また、エネルギー自治の推進やエネルギー分野からの地域活性化を図るための地域団体等による主体的な活動を支援しています。